小平市教育委員会議事録(甲)

——7 月 定 例 会——

令和3年7月15日(木)

開 催 日 時 令和3年7月15日(木) 午後2時00分~午後3時20分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長

三町章 教育長職務代理者

山口有紀子 委員

丸山憲子 委員

青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長

国富尊 教育指導担当部長兼指導課長

安部幸一郎 地域学習担当部長

市川裕之 教育総務課長

飯島健一 学務課長

中村和哉 教育施策推進担当課長

細村英男 地域学習支援課長

季高一成 中央公民館長

利光良平 中央図書館長

宮本智史 学務課長補佐兼学校給食センター所長

吉田将人 指導課長補佐

松田弦 指導主事

豊田剛志 指導主事

坊本朋久 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任

傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

(開会宣言)

〇古川教育長

ただいまから教育委員会7月定例会を開会いたします。

(署名委員)

〇古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町教育長職務代理者 及び私、古川でございます。 次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項 (7)、議案第12号及び第13号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

- 賛成者举手-

〇古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。 それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

〇古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてを報告いたします。 資料No.1 をご覧ください。

令和3年6月21日に、まん延防止等重点措置に移行した以後の対応でございますが、はじめ に、市立小・中学校に関しましては、原則として、緊急事態宣言期間中と同様に、基本的な感染 症対策の徹底を図りつつ、教育活動を継続しております。

次に、公共施設に関することでございますが、公民館及び図書館集会室につきましては、引き 続き、夜間のみ一般貸出を休止しております。

図書館につきましては、一部のサービスを休止しておりますが、全館開館しております。 次に、事業に関することでございます。

学校施設の貸出及び学校施設の開放については、移行当初は休止することとしておりましたが、 東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえ再検討を行いました。 この結果、小平市立学校版感染症予防ガイドライン等を確認し、学校の教育活動に支障を及ぼさ ないよう、利用に当たっての注意事項を遵守することを前提として、7月3日土曜日から再開す ることといたしました。

なお、東京都に対し、7月12日から8月22日までを期間として、再度、緊急事態宣言が発 出されました。東京都内の感染状況を引き続き注視しつつ、ただいま報告した市の対応を継続す ることといたします。本内容につきましては、小平市ホームページ等への掲載などにより周知を しております。

〇古川教育長

次に、(2) 第二次小平市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(2)第二次小平市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の制定についてを説明します。資料No.2をご覧ください。

本要綱は、(仮称)小平市第二次教育振興基本計画を策定するにあたり、計画案の検討を行うため、第二次小平市教育振興基本計画検討委員会を設置し、その組織・運営について定めたものでございます。

委員会の構成員は、要綱第3条に規定のとおり、教育に関する識見を有する者、小平市立学校 長のほか、小平市社会教育委員などの関係機関の代表者でございます。

また、公募による市民につきましては、市報8月5日号及び市ホームページで募集する予定で ございます。

今後、令和5年3月までに、検討委員会を5回程度開催し、計画の検討を行ってまいります。 なお、要綱の施行期日は7月1日でございます。

〇古川教育長

次に、(3) 令和2年度中学校給食費会計収支報告について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(3)令和2年度中学校給食費会計収支報告についてを報告いたします。資料 No.3をご覧ください。

本件は、市立中学校長及び保護者より選任された3名の監査委員により「令和2年度中学校給 食費会計収支決算書」と諸帳簿及び証拠書類等を監査していただき、承認されたものでございま す。

〇古川教育長

次に、(4)学校連携観戦プログラムへの参加見送りについて、説明をお願いいたします。

〇国冨教育指導担当部長

事務局報告事項(4)学校連携観戦プログラムへの参加見送りについてを報告いたします。 市ではこれまで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会学校連携観戦プログラムへの参加に向けて、バスによる移動計画や、熱中症対策物品の購入など、事前の準備を進めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大は、収束の兆しが見えない状況であり、また、感染力が

高い変異株の拡大により、さらなる予防対策の徹底が求められております。

もとより、猛暑日における観戦については、熱中症予防対策に万全を期す必要がありますが、 高温の中でのマスクを着用しての移動や観戦は、熱中症への懸念が大きく、感染症対策と熱中症 対策の両立は、困難さが増してくる状況にあります。

このような中、2020大会開会まで1か月を切った6月25日時点において、主催者から、 観戦についての詳細が示されず、児童・生徒及び引率する教員等の安全を確保するための最終的 な計画の作成や準備ができない状況にありました。また、競技会場へのバスでの移動については、 大会組織委員会から、会場付近の交通規制に伴う混雑が予想されるため、バスで会場付近まで行 くことはできないとの見解が示されました。

以上のような状況を踏まえ、安全な観戦に向けての十分な計画・準備ができないことから、児童・生徒、及び引率する教員等の安全を第一に考え、市立学校長と合意した上で、学校連携観戦 プログラムへの参加を見送ることにいたしました。

なお、児童、生徒、保護者の皆様には、各学校から文書等によりお知らせしたとともに、市報 7月5日号及び市ホームページで周知を行いました。

〇古川教育長

次に、(5) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(5) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

1は、うす、きね、せいろ一式を匿名希望の方より、小平市の地域学習支援課が所管する生涯学習・地域コミュニティ用備品として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼を申し上げます。

〇古川教育長

次に、(6) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

〇川上教育部長

事務局報告事項(6)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。 今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

〇市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、5件でございます。

うち新規申請は1件でございまして、受付番号(13)朗読と歌とピアノによる「命のビザ」 コンサートです。株式会社 Bemikreh が主催する事業で、詩の朗読や楽曲の演奏を通した人間の 命の大事さなどについて考えるきっかけづくりを趣旨に開催するものです。集客のほかオンラインによる配信も実施いたします。

そのほかの4件は例年、もしくは過去に承認しているものでございます。

〇古川教育長

ありがとうございました。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〇山口委員

資料No.1の新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、お聞きします。夏休み中の学習教室、プール指導、部活動などについて、市ではどのような方針なのか教えてください。

〇中村教育施策推進担当課長

夏季休業中の教育活動ですが、まず学習教室等は感染症対策を講じた上で、学校の判断で実施できるものとしております。また、水泳指導に関しましては、今年度は全て中止としております。部活動に関しましては、ガイドライン上では夏季休業中の活動については示しておりません。これについては、中学校長会と教育委員会事務局で検討し、別途定めております。

内容としましては、基本的には感染症対策を講じながら実施できるということにしております。 ただし、様々な大会等に向けた練習や対外試合等の活動に制限しながら行うこと。また、活動日 は基本的には平日に限定するということ。また、時間についても3時間程度とするなど、活動の 基準を定めた上で実施を可としております。

〇古川教育長

暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩午後2時18分 再開

〇古川教育長

会議を再開いたします。

〇山口委員

夏休み中の学習教室が、各学校の判断という話ですけれども、実施する学校と中止を決めた学校の具体的な校数は分かりますでしょうか。

〇中村教育施策推進担当課長

学校数については数字を持ち合わせておりません。

〇山口委員

学習教室も部活動も、継続的な健康観察ができない不安は当然あると思います。オリンピックの開催などもあって、世の中が様々な制限の中で動き続けている状態なので、子どもたちの夏の活動も実施できるチャンスや方法を探す方向で、ぜひお願いしたいと思っています。もちろん感染対策は大事ですし、部活動や放課後子ども教室、学習教室ということであれば、各ご家庭にも、より一層ご理解、ご協力いただく必要も出てくると思います。子どもの学びの機会や、夏休み中の居場所という観点から、安易に中止を決定されているわけではないのは十分分かりますが、より積極的に実施を検討する方向で学校の先生方にお願いしたいと思います。

学習教室も、終業式が終わってすぐの夏休み前半に計画している場合と、2学期が始まる前の 8月末に計画している場合とでは、実現できるできないも変わってくると思います。少しずつ状 況を判断して、チャンスがあれば積極的に実施していくよう考えていただきたいです。

これは夏休み中の活動に限ってではなく、放課後子ども教室や遊び場解放など学期中の活動を を含めて、感染拡大のリスクに改めて気をつけつつ、前向きに実施を検討していただけるようお 願いしたいと思います。

〇古川教育長

ほかにご質問やご意見等ございませんか。

〇青木委員

資料No.1の新型コロナウイルス感染症に係る対応で、今回、緊急事態宣言が出されてしまいましたが、その中でもいろいろな感染症対策をしながら教育活動を継続するということで、幅広く判断できる形にしていただいているので、子どもたちの活動も継続できているかと思います。ありがとうございます。

緊急事態宣言期間に入ってしまってから、子どもたちの宿泊学習もあったかと思いますが、どのような状況になっているのか。延期になってしまっているところがどれくらいあるのか教えてください。

〇中村教育施策推進担当課長

緊急事態宣言が発出されてから、小学校が1校、移動教室を予定しておりました。当該の学校 については、校長と協議の上、実施するという判断をいたしました。

また、5月から6月にかけまして移動教室、修学旅行等を実施した学校がございます。その 時々の状況で、できる限り子どもたちの学びの機会を保障できるよう判断してまいります。

〇青木委員

延期になっているところも、ぜひその時々の判断で、中止ではなく、なるべく実施できる方法 を考えて進めていただきたいと思います。この後、合唱コンクールや運動会などもありますので、 その時々の判断で、できるだけ教育活動の場をなくさないよう判断していただければと思います。 よろしくお願いいたします。

〇丸山委員

新型コロナウイルス感染症に関して、公民館で友・遊や土曜日の学習教室も実施していると思いますが、それはどうなっているのでしょうか。

〇季高中央公民館長

公民館における夏休み期間中の学習室、友・遊の学習支援室におきましては、感染対策を講じて行う予定でございます。

〇丸山委員

こちらもやはり対策をしっかり行った上で、ぜひ居場所づくり、または学習を支援するという 意味で積極的に実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇古川教育長

感染症以外で何かございませんか。

〇山口委員

資料No.4 の学校連携観戦プログラムです。これは質問ではなく、意見を含めてお願いしたいことです。この観戦プログラムへの参加を見送ったという内容そのものではないですが、学校観戦プログラムについて保護者が内容を十分に理解しておらず、中止の通知が来たときに、何が中止なのか保護者の中で話題になりました。さらに、市を越えると別のところは実施しているということで、少し混乱するという話にもなりました。

私も学校からこの通知をいただきましたし、事務局からもいただきました。さらにホームページや市報でも見ました。しかし、学校連携観戦プログラムそのものがそもそもどういうもので、これに向けてどう動いてきたのかという経過が分からない立場で読んでみると、これを中止しますと書かれたときに、何が中止になったのか少しわかりにくいと感じました。

この件についてのアナウンスの適時は、既に過ぎていると感じますが、今までも話題になりましたけれども、今後、新型コロナウイルス感染症のことで、時期、タイミング、チャンスを見て実施する、しないの情報発信が細かく必要になってくると思います。事務局や市役所の皆さんがふだん使っている言葉で理解できるものでも、保護者には理解しづらいこと、イメージしづらいこともあります。今後、わかりやすい言葉や表現での情報発信をしっかり行っていただけると、

保護者もより理解が深まり、混乱しなくて良いと思いましたので、要望です。

〇国冨教育指導担当部長

今のようなご意見は多々あると思っておりまして、保護者に学校連携観戦プログラムへの参加についての周知をしなければいけないので、どのような形で行うか主催者から情報を待っていた状況です。主催者からは、昨年の12月までに通知するとの予定であると事前アナウンスがありましたが、組織委員会による観客者の取扱いが決定しないことから、本年4月時点で、最終的には6月中旬までに通知するとされていました。しかし、その時点でも通知がなく小平市としては、最終決定としてどこの場所に観戦に行くのか、何の観戦に行くのかということが分からない状況でした。また、感染症の状況などを踏まえて、安全に実施するための学校での準備を万全にはできないという判断から、見送りとさせていただいた次第でございます。

2020年に行うという前提でありました令和元年9月に、一度、趣旨等について保護者にお知らせをしたところでございます。しかし、本年6月中旬時点でも主催者からの決定通知がないことにより、具体的なことをお知らせできず、本年の保護者通知が行えなかったというのが現状でございます。結果的には無観客になりました。子どもたちに向けては、小平市出身の選手が今回活躍される予定ですので、その選手たちの名前と出身校を調べるようなワークシートを作成しました。ぜひ、夏休み中に子どもたちも観戦を通してオリンピック・パラリンピック教育の集大成につながる活動をしていただきたいと思っているところでございます。

〇山口委員

細かい経過はもちろんですが、学校連携観戦プログラムはそもそも小・中学生が会場に見に行くことだと認知しているお母さん方が少なかったように感じました。もちろん何年か前のお知らせで、全員で行くことになっていますということを認識していた方もいらっしゃいますが、新しく学校に入られた方は、学校で全員バスに乗っていくという、そのイメージができていなかったので、学校連携観戦プログラムと言われても、それが何なのか分からなかったということでした。そういうところの発信もお願いできればと思いました。

〇古川教育長

ほかの委員の方、何か。

〇三町教育長職務代理者

二つです。一つは教育振興基本計画の要綱に関する質問と、それから中学校の給食費の会計、 収支決算報告書に関することです。

まず、委員会の設置に関わっての要綱の委員構成について、もう少し教えてもらえたらと思っています。このメンバーを見ると、教育に関する識見、学識経験者の意味だと理解しています。 それから、小学校、中学校の校長ということで各学校の代表。それから、飛ばして小平市立中学 校PTA連合会。この小平市立中学校PTA連合会から1名となっていることから、中学校の保護者の代表と思われるが、その意味合いです。強引に理解するならば、小平市立中学校PTA連合会は中学校だけれども、小中の保護者全体の代表。それから青少年地区委員会は地域で支援をする人たちの代表という理解でいいのか。小中学校は校長が2人出ているので、なぜこういう構成になったのか教えてください。それが1点です。

2点目は、給食費に関わるものです。今年も残念ながら未収入額というのが22万8,500 円出ているということで、これは例年に比べて多いのか少ないのか。払えなかったということな ので、コロナの関係で経済的に厳しくて払えなかったというような、何か特別な要素が入ってい るのかどうか教えてもらえたらと思います。

以上2点です。

〇市川教育総務課長

教育振興基本計画検討委員会設置要綱の委員の構成でございます。今のご発言のとおりでございます。小平市立中学校PTA連合会1名につきましては、小学校での経験も含めまして、小学校、中学校の保護者として、全体を網羅してのご意見を頂戴できればと考えております。

また、青少年対策地区委員会1名につきましては、地域活動の視点からのご意見をいただければと考えているところでございます。

〇宮本学校給食センター所長

未収入額22万8,500円のところでございますが、平成30年度の決算で申し上げますと、 未収入額が28万8,100円でございました。令和元年度につきましては、未収入額が23万 3,221円で、3か年連続で20万円台ですので、多少減ってきてはいますが、あまり大きく は変わっていないのが現状でございます。ただ、例年未納者が発生している学校の中でも一人も 発生しなかったという学校もございまして、かなり教職員の皆様にご協力いただいたと認識して おります。

新型コロナウイルス感染症による未納が増えてしまったのかというところですが、これは我々も気にかけていたところです。未納額から見ても分かりますように、影響はなかったと考えております。苦しいご事情があった方もいらっしゃるとは思いますが、その中でも給食費についてはしっかりとお納めいただいたものと捉えております。

〇三町教育長職務代理者

基本計画については、それぞれの代表ということで納得いたしました。

決算ですけれども、これもコロナの影響というのはあまり出ていない。ご家庭のほうでお子さんの給食費ということで一生懸命払われたと受け止めさせていただきますが、減ってきていると言うならば、その回収についてかなり努力されていると思います。ある程度過ぎてしまうと、この過年度分は消してしまうと聞きましたので、できるだけ消さないで、食べられたものについて

はきちんと払っていただくよう、今後も進めていただけたらと思います。

〇青木委員

資料No.2の小平市教育振興基本計画検討委員会の委員の構成について、先ほど説明があったPTA連合会や青少年対策地区委員会の代表の方は、大体1年が任期だと思うのですが、こういう計画を策定される委員会の設置は1年では終わらないと思います。途中で代表の方が代わることに対して、委員会として問題はないのでしょうか。

〇市川教育総務課長

それぞれに任期でその役目を交代される場合がございます。団体とお話をした上で、同じ方に 継続的に委員となっていただく場合も、役目の交代により人そのものが入れ替わる場合も両方想 定しているところでございます。

〇青木委員

長く継続していろいろな話し合いをしているものですので、途中で代わられることによって、 それまでの経過などがどこまで伝わっているのかなど、いろいろな心配があり、質問させていた だきました。問題なければ大丈夫です。

〇丸山委員

今の同じところで、ささいなことですが、概要では委員の構成のところで、小学校長、中学校 長、各1名となっていますが、要綱には小平市立学校長の代表者2人となっています。そこは何 か意味があるのでしょうか。教えてください。

〇市川教育総務課長

ご指摘のとおり設置要綱の表現としては学校長の代表者2名となっておりますけれども、実際には小学校、中学校それぞれの校長会にお話をいたしまして代表の方を推薦いただいて、それぞれのお立場からご意見をいただく前提で考えております。

〇青木委員

資料No.3 中学校給食費の中の収入の部の諸収入ということで、給食費ではない収入がありますが、この保存食材等というのは、どのような収入でしょうか。

○宮本学校給食センター所長

保存食材というのは、小平市の一般会計の公費から収入しているものになります。金額で言うと18万6,000円が保存食材ということですけれども、あってはならないことですが、例えば食中毒などが万が一発生した際にどの食材が原因だったのかを特定するために、冷凍保存して

食材を取っておくものになります。この食材分については公費から賄っております。

〇青木委員

ありがとうございました。分かりました。

〇丸山委員

資料No.6 の後援名義についてですが、(15) チャイルドライン夏の東京キャンペーンの内容を教えてください。

〇市川教育総務課長

チャイルドライン東京ネットワークが主催して行う事業でございます。18歳までのお子さん 専用の電話、チャイルドラインというものを設置しまして、いじめ、不登校、虐待ですとか、 様々な子どもたちからの直接的な相談を受けるという事業でございます。各小・中学校にカード を配布して、周知を行う予定と伺っております。

〇丸山委員

よく分かりました。ありがとうございます。

〇山口委員

給食費の会計のことについて教えてください。先ほど未収の方の金額や人数が減っていること について、学校の先生方のご努力があってというお話がありましたが、世帯収入が低いご家庭に は学費などの援助があって、そこから給食費を直接引き落としている学校と引き落としていない 学校があるということでしょうか。

〇古川教育長

質問の趣旨は、就学援助から直接引き落とされているかどうかという確認でよろしいですか。

〇山口委員

はい。

〇飯島学務課長

給食費は保護者負担になっており、基本的には保護者から学校にお支払いをいただいております。収入が低い生活保護世帯、または就学援助の準要保護世帯の給食費については公費負担となりますので、保護者のところは一切通らずに、市から学校会計に直接お金が流れております。

〇山口委員

では、未収が発生している世帯というのは、就学援助などを受けておらず、直接お支払いいただく家庭が給食費を納めていないという認識でよろしいでしょうか。

〇飯島学務課長

そのとおりです。

〇古川教育長

以上で事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

〇古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和4年度使用中学校教科用図書について、説明をお願いいたします。

〇国冨教育指導担当部長

協議事項(1)令和4年度使用中学校教科用図書についてを説明いたします。

中学校教科用図書採択に係る調査方針については、6月の教育委員会にて議決をいただいております。

その際に説明をいたしましたとおり、今回の調査に当たっては、新たに文部科学大臣の検定を 経た教科書が、社会科歴史的分野において1者ございますので、現在採択している発行者に係る 所見と新たに発行された発行者に係る所見を使用するものといたしております。

資料No.8 をご覧ください。小平市立中学校教科等研究会社会科部会の調査研究結果として、令和4年度も、引き続き同じ発行者の教科書を使用して問題ないとの所見が報告されております。

前回採択し、現在使用している社会科歴史的分野の教科書は、帝国書院でございます。

令和3年度以降の使用実績に基づく所見と新たに発行された発行者に係る所見に基づき、令和4年度に使用する中学校の社会科歴史的分野の教科書について、採択替えを行うべきかご協議をいただきたく存じます。

〇古川教育長

それでは委員の皆様、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〇三町教育長職務代理者

今回、自由社の教科書が新たに採択されたということで、それなりの教科書だと思って見させていただきました。調査報告書もありますけれども、やはりこの2点が特徴的かと。自由社のほうが特徴的だなという思いもしました。内容的に津田梅子さんのことをかなり詳しく人物として

取り上げるなど、自分でも勉強になったと思います。

ただ、調査報告書の下から2行目、「また」以降、歴史上の事象を多面的・多角的に考察させるためには、教材をよく研究し、指導にも工夫を要する、と書かれています。この点について、幾つかの事象については、検定を通っていますから、範囲内であろうとは思いますが、やはりもう少し補足しなければいけない部分がある。例えば、明治初期の琉球やアイヌの扱いの表現は、あれだけではプラスにならない。指導者のほうで、他の資料をそろえながら当時の時代背景も含めてきちんと研究しないといけないようなところもある。あるいは最近の多くの流れの中で、一般的に今まで歴史的に扱われたもの、つまり私が習った頃の歴史と今は変わってきている部分がありますが、それがあまり変わっていないところもあり、そうした内容がかなり気になったので、この教材をよく研究してというところにつながっていると思いました。

もう一つは、やはり二次元コードについてです。前回の教科書採択のときにかなり意識していて、これからのことを考えるとできるだけ補助資料がしっかり得られるようになればいいと思います。

やはり、既に学校では指導計画を作って取り組んでおり、今年1年間学習しているということ を総合的に踏まえると、採択替えというよりは、昨年度採択した帝国書院で進めたほうがいいと 判断しています。

〇古川教育長

ほかの委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

〇山口委員

私も改めて2者を見せていただきました。自由社のほうは思いや力点が明確で、内容的にも極めて見応えがあるという印象を受けました。しかし、調査報告書のとおり、この内容を学校の授業で行うのが適切かどうかという視点と、やはり、今ある帝国書院で先生方が授業計画を立てていて、二次元コードを使った授業が実際に展開されている中で、今このタイミングで自由社の教科書に替えるだけの動機、理由が私自身は見つからなかったので、このまま帝国書院を継続でいいと思っています。

〇古川教育長

丸山委員、いかがでしょうか。

〇丸山委員

私も結論から言いますと、帝国書院でいいと思います。実際に今この教科書を活用しているという点がありますし、細かく学習課題や確認しようという指示、目当てが明確にありますし、それに対してもっと細かく知りたい場合は、コラムでいろいろな興味を引くようになっているところが分かりやすいです。また、帝国書院のほうでは、小学校のときに習った教科や公民など関連

する教科の指示があったので、そういう意味でもこのまま帝国書院でいいと思いました。

〇古川教育長

青木委員、いかがでしょうか。

〇青木委員

私も結論から言わせていただくと、今使っている帝国書院のままでいいと思いました。もちろん自由社のほうは内容的にすごく詳しく書かれていることもあり、本当に読み応えはあると思いましたけれども、先生方が所見にまとめられているように、今使っている教科書のよさがあります。この教科書は、学習の仕方についてすごく分かりやすくまとめられていて、先生の指導もしやすいということで、比べてみると、それはとても感じます。また、二次元コードがあることで、より深く知りたい子はそちらで多くの情報を得ることができるというのは大きいと思います。

歴史の教科書は1年ごとで終わってしまうのではなく、次の学年でも使うものになります。先 生方が指導している途中で替えるだけの理由も見つかりませんでしたので、今使っている帝国書 院のままがいいと思います。

〇古川教育長

私も、中学校教科等研究会社会科部会の調査結果として、引き続き同じ発行者の教科書を使用して問題がないという所見が出されていますので、それを尊重したいと思っております。

それでは、委員の皆様のご意見を総合いたしますと、採択替えを行わないということでよろしいでしょうか。

- 異議なしの声あり -

〇古川教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

ここで、ただいまの協議内容に沿って、令和4年度使用中学校教科用図書の採択についての議案を作成していただきたいと存じます。

作成の間、休憩を取りたいと存じます。

15時10分まで、休憩といたします。

午後2時53分 休憩午後3時10分 再開

〇古川教育長

会議を再開いたします。

(議案)

〇古川教育長

議案の審議を行います。

議案第11号、令和4年度使用中学校教科用図書の採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

〇国冨教育指導担当部長

議案第11号、令和4年度使用中学校教科用図書の採択についてを説明いたします。

本案は令和4年度に使用する社会科歴史的分野における中学校教科用図書について、先ほどの協議事項の中で委員の皆様からいただいたご意見を基に議案を作成し、提出したものでございます。現在使用している教科書を引き続き使用するものとし、新たに採択替えを行わないことといたします。

〇古川教育長

では、質疑に移ります。

ーなしの声ありー

〇古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

-討論省略の声あり-

〇古川教育長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第11号、令和4年度使用中学校教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決する ことにご異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

〇古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公 開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。暫時休憩いたします。

午後3時12分 休憩